

令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算（以下「新特定加算」という。）は、令和元年10月1日の消費税の導入にあたり、創設をされたものです。新特定加算は、現在、給付及び支給を行っている介護職員処遇改善加算の上乗せとして支給をされるものです。これまでの処遇改善加算は介護職員のみを支給されていましたが、新特定加算は、10年以上の介護職員、10年未満の介護職員、その他の職員の3つのグループに支給をされる内容になっています。

【以下に詳細を説明します。】

●特定加算の算定要件の確認

○現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること⇒C I J福祉会は（Ⅰ）を算定しています

○職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること

「資質の向上」⇒研修の受講や人事考課等

「労働環境・処遇の改善」⇒メンター制度、子育てとの両立、健康診断、分煙スペース等

「その他」⇒介護サービス情報公表制度、正規職員への転換等

●新特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分⇒C I J福祉会は（Ⅰ）を届け出します

●（Ⅰ）は、サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(※)を算定している場合、算定可能（Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能）

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅰ又はⅡ

特定施設：サービス提供体制強化加算又は入居継続支援加算

特養：サービス提供体制強化加算又は日常生活継続支援加算

その他：サービス提供体制強化加算

●賃上げを行う単位の決定

○同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを定める。
⇒C I J福祉会は法人全体で届け出します

○賃上げを行う職員の範囲を決める

経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を

「A：経験・技能のある介護職員」：原則10年以上の経験者

「B：その他の介護職員」：A以外の介護職員

「C：介護職員以外の職員」に分ける

○どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。

※加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

1 経験・技能のある介護職員（Aのみ）

2 介護職員全体（A+B）

3 職員全体（A+B+C） ⇒C I J福祉会は職員全体を届け出します

○賃上げ額と方法を決める（配分ルール）

Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。

グループ（A、B、C）の平均改善額について、

AはBの2倍以上

A : B : C

CはBの2分の1以下

4 : 2 : 1

⇒C | J福祉会は年収440万円で届け出します（6事業所：6名必要）

新特定加算推計額（推計）

令和元年度：事業所別加算額 推計

	特養 シーサイドホーム	短期	つむぐ	有料
加算率		2.70%		1.80%
	5,043,444	654,480	3,429,600	2,716,500

しあわせ村	通所	訪問	合計
3.10%	1.20%	6.30%	
1,672,380	668,580	643,752	14,828,736

AはBの2倍以上

A : B : C

CはBの2分の1以下

4 : 2 : 1



14,828,736 円

⇒ 約8万円：4万円：2万円 ×2回（夏、冬）

職員への支給額は、この程度になりそうです。（決定したものではありません。）

夜勤勤務者、人事考課等を参考として決定します。

※注意点：国の政策であり、いつ中止になるかもしれませんし、また、支給方法が変更になる可能性もあります。現時点では、上記の内容になるという理解でください。